

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

## 育児休業給付金の支給対象期間延長について 『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定されます。

以下の2つが要件となりますので、ご注意ください。

1. 市区町村等で保育所等の入所申し込みを行う
2. 入所申し込み時に  
入所希望日を1歳の誕生日以前とする

例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

- 入所可能か市区町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申し込みが必要です。
- 入所申し込みの際に、入所希望日を1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできません。ただし、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。

**詳しい事例は裏面をご確認ください。**

- 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。



都道府県労働局・ハローワーク

## ご相談の多い事例

### 事例①

入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申し込みを行わなかった場合

**支給対象期間延長は認められません。**

ただし、入所申し込み受け付けができないとされた理由が、以下のような場合は、申し込みを行えなかった旨の疎明書をもって対応できることがあります。

- 子が病気や障害により特別な配慮が必要で、市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、入所申し込み受け付けができないとされた場合

### 事例②

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

**原則、支給対象期間の延長は認められません。**

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

- 申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合

例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込もうとしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ場合

- 空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合

例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ場合

## 保育が実施されないことの証明

保育が実施されないことの確認は、原則として「市区町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」で行います。

上記書類を市区町村が発行することが困難な場合は、被保険者の疎明書をもって対応できることがあります。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。

# 育児休業給付の支給申請延長書類について(1歳時)

(保育所に入所できない場合の書類について)

お子さんの1歳の誕生日までに保育所に入所できない事実が必要です。  
(保育所への申し込みではなく、市町村への申し込みが必要です)

次の書類が必要となります。

保育所には認定こども園も含まれます。

- 1 入所の保留(待機・不承諾)通知書の写
- 2 市町村への保育所の申込書の写 (もしくは認定通知書)  
※個人番号(マイナンバー)にはマスキングをしたうえでコピーして下さい。
- 3 母子健康手帳の出生証明書のページの写(保護者氏名の記入がされていること)

不承諾の通知書の内容について次の事項をご確認ください。(通知様式が市町村により異なるため)

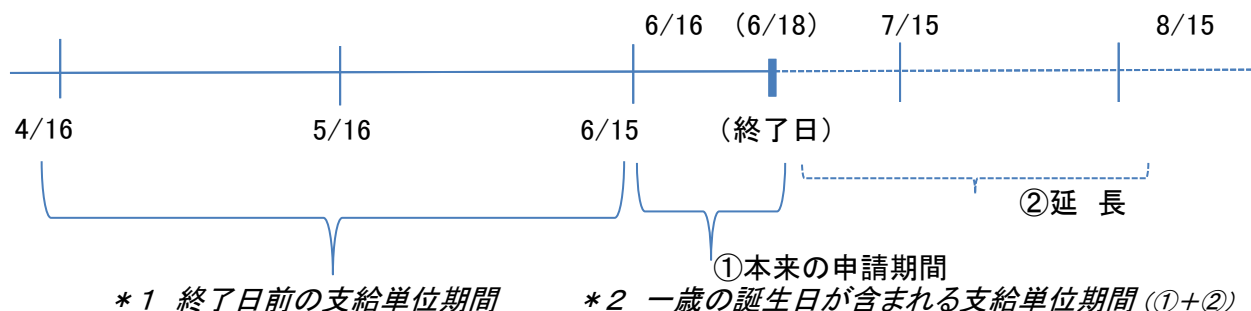
- (1) 入所希望日(お誕生日以前であること) または入所が出来ない期間について確認することができますか。確認ができる場合は2の書類は必要ありません。  
**※入所希望日がお子さんの1歳の誕生日以前の日付で申込みを行っていない場合は延長することができません。保育所の申込み時期等については市町村にご確認ください。**
- (2) 育児休業取得者のお名前が確認できますか。確認ができる場合は上記3の書類は必要ありません。
- (3) 1回目の延長申請で延長できるのは6か月間です。2回目の延長希望の方は6か月後に2回目の入所申し込みを行い、2枚目の保留(待機・不承諾)通知書が必要です。

## ◎ 延長申請時期

延長手続きは「\*1 終了日の前の支給単位期間」分を申請する際に行ってください。

(例) 支給終了日 △△年6月18日 お子さんの1歳の誕生日 △△年6月20日  
(支給終了日は満年齢6月19日の前日の6月18日まで)

<p><b>*1 終了日前の支給単位期間</b></p> <p>△△年4月16日 - △△年5月15日 △△年5月16日 - △△年6月15日</p> <p><u>この期間分の申請の際に延長の書類を添付してください。</u> (「*2 一歳の誕生日が含まれる支給単位期間」でも行うことが可能です。)</p>	<p><b>*2 一歳の誕生日が含まれる支給単位期間</b></p> <p>延長前△△年6月16日 - △△年6月18日 (終了) ↓ 延長後△△年6月16日 - △△年7月15日 △△年7月16日 - △△年8月15日</p> <p>終了単位期間 (延長可能であれば終了しない) この期間で延長する場合は、上記延長後のように2ヵ月の支給単位期間での申請を行ってください。 (申請書に印刷されている支給単位期間と異なります)</p>
---	--



不明な点は管轄安定所にお問い合わせください。

# 育児休業給付の支給申請延長書類について(1歳6か月時)

(保育所に入所できない場合の書類について)

お子さんが1歳6か月までに保育所に入所できない事実が必要です。  
(保育所への申し込みではなく、市町村への申し込みが必要です)

次の書類が必要となります。

保育所には認定こども園も含まれます。

- 1 入所の保留(待機・不承諾)通知書の写
- 2 市町村への保育所の申込書の写 (もしくは認定通知書)  
※個人番号(マイナンバー)にはマスキングをしたうえでコピーして下さい。
- 3 母子健康手帳の出生証明書のページの写(保護者氏名の記入がされていること)

不承諾の通知書の内容について次の事項をご確認ください。(通知様式が市町村により異なるため)

- (1) 入所希望日(お子さんが1歳6か月になる日以前であること) または入所が出来ない期間について確認することができますか。確認ができる場合は2の書類は必要ありません。  
※入所希望日がお子さんの1歳6か月になる日以前の日付で申込みを行っていない場合は延長することができません。保育所の申込み時期等については市町村にご確認ください。
- (2) 育児休業取得者のお名前が確認できますか。確認ができる場合は上記3の書類は必要ありません。

## ◎ 延長申請時期

延長手続きは「\*1 終了日の前の支給単位期間」分を申請する際に行ってください。

(例) 支給終了日 △△年12月18日 お子さんの1歳の誕生日 △△年6月20日  
(支給終了日は満年齢6月19日の前日の6月18日から6か月後の日まで)

**\*1 終了日前の支給単位期間**

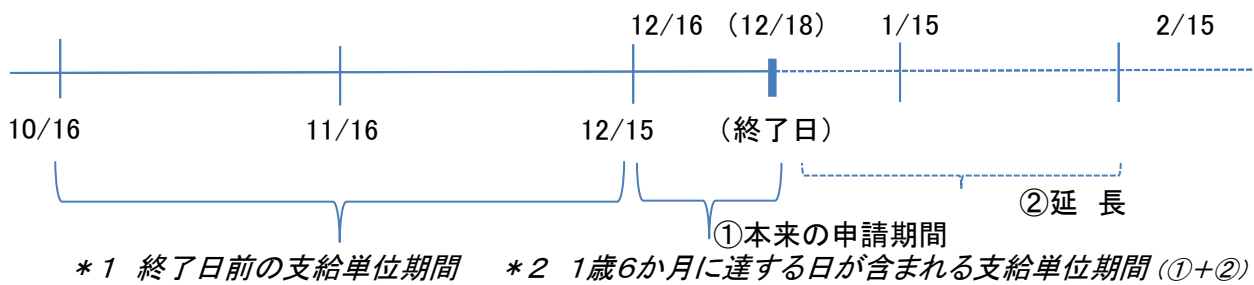
△△年10月16日 - △△年11月15日  
△△年11月16日 - △△年12月15日

この期間分の申請の際に2回目の延長の書類を添付してください。  
(「\*2 1歳6か月に達する日が含まれる支給単位期間」でも行うことが可能です。)

**\*2 1歳6か月に達する日が含まれる支給単位期間**

延長前△△年12月16日 - △△年12月18日 (終了)  
↓  
延長後△△年12月16日 - △〇年1月15日  
△〇年 1月16日 - △〇年2月15日

終了単位期間 (延長可能であれば終了しない)  
この期間で延長する場合は、上記延長後のように2ヵ月の支給単位期間での申請を行ってください。  
(申請書に印刷されている支給単位期間と異なります)



不明な点は管轄安定所にお問い合わせください。